

令和5年4月17日

保護者様

豊田市立竜神中学校

校長 緒方 秀充

学習用タブレットの破損・故障等への対応について（確認とお願い）

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃は、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、見出のことについて、保護者の皆様に下記のようにご理解とご協力をお願いしています。破損・故障の発生状況によっては、ご家庭で加入されている任意保険または実費負担での対応をお願いする場合がありますので、よろしくお願ひいたします。

記

1 市で負担できる範囲

学校教育活動において「運用ガイドブック」が示す適切な利用の範囲で生じた破損・故障等

※令和5年度版の運用ガイドブックについては、竜神中学校のHPに公開していますので、お子さんとご確認ください。

2 市で負担できない事例

(1) 学校の教育活動以外で生じた破損・故障等

自宅における宿題や自主学習などの利用は、学校の教育活動に含まれます。自宅における学習以外の活動は、原則、学校の教育活動に含まれません。

(2) 「運用ガイドブック」で示す範囲を超えた利用によって生じた破損・故障等

- <例>
- ・地面、床、椅子の上など、適切でない場所に置いたことが原因となる破損
 - ・カバンの中で水筒のお茶がこぼれたことによる故障
 - ・保護ケースを取り外した状態での利用による破損

(3) その他、適切な教育活動から著しく逸脱した理由による破損等

3 市で負担できない場合の対応

(1) 各家庭で加入されている任意保険または実費負担で対応していただくことになります。

(2) 任意保険へのご加入の際は、特に以下の点についてご確認ください。

○保険の種類によって補償対象となる事故の範囲が異なります。

※裏面に比較表とポイントを記載しましたので、参考にしてください。

○ご家庭で総合的な補償がある保険にご加入している場合、「貸与タブレット端末」（購入したものでないタブレット端末）の補償が可能かどうかご確認ください。

4 その他

- ・今回、豊田市小中学校の児童生徒・保護者向けの補償制度パンフレット（「スクールキーパー」「コンサルティング東海」）を配付させていただきます。

※「小中学生総合保障制度」に関するご案内については、4月7日（金）に配付しています。

〈申込締切日について〉

◇コンサルティング東海 … 4月21日（金）

※チラシに記載された締切日（4/14）とは異なっています。

◇スクールキーパー … 4月24日（月）

- ・加入の有無については、裏面を参考に、ご家庭でご検討ください。

・保険内容に関するお問い合わせは、パンフレットに記載のお問い合わせ先にお願いします。

・その他のお問い合わせは、竜神中学校 教頭（TEL 28-6600）までお願いします。

【参考】 タブレットの破損に関する保険の比較

	今回、パンフレットを配布した 学習用タブレット破損の専用保険		4月7日に配布
代理店	コンサルティング東海	スクールキーパー	ジェイアイシーセントラル
保険の名称	学習用タブレット保険	豊田市学習用端末補償制度	小中学校総合保障制度
補償対象	タブレットのみ	タブレットのみ	対物・対人全て
賠償責任の有無	不要 ※壊れたら、損害額を補償	不要 ※壊れたら、損害額を補償	必要 ※賠償責任の有・無の確認が必要
支払い方法	①学校に申込書を提出 ②後日、入金用の振り込み用紙を学校から配布 ③振り込みを行う	①クレジットカードでの支払い 又はコンビニ決済 ※学校への報告は不要	
補償限度額	35,000円	45,000円	7,000万円 ※PTプランの場合
損害の額の基準	新価額	新価額	時価額
年間掛金	1,630円	850円(クレジットカード払い) 1,070円(コンビニ払い)	4,570円 ※PTプランの場合

＜特に注意したい4つのポイント＞

- ① 画面割れを保護者が負担する場合、現在40,000円を超える費用がかかります。
- ② 適切な情報管理及びタブレット端末の保障の観点から、市指定の業者でしか修理を行うことができません。格安の画面修理はできません。
- ③ 令和4年度については、市全体で約1割(10人に1人)が、保護者による負担となっています。残り9割は学校教育活動における破損のため市が負担しています。
- ④ 小中学校総合保障制度の保険は、**時価額での補償**となります。そのため、数年使つた学習用タブレットを破損した場合、補償の限度額がかなり低くなります。

【参考】令和4年度 竜神中でのタブレット破損数：13台

うち、保護者の弁償が2件あり、2件とも小中学校総合保障制度での対応でした。
そのため全額の保障にならず、数万円を保護者が実費で支払っています。

※スクールキーパーもしくはコンサルティング東海の保険は、**新価額の補償**なので、
限度額(35,000円、45,000円)まで補償されます。